第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第1節 障害者雇用対策の推進

- 1 雇用率制度の推進等による雇用機会の拡大
  - (1) 法廷雇用率達成のための取組みの推進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は、その雇用する身体障害者又は知的障害者の数が次に掲げる法定雇用率相当数以上であるようにしなければならないものとされている。身体障害者又は知的障害者の法定雇用率に達していない事業主に対しては、雇入れ計画の作成を命じることができ、その計画的な雇入れを図ることとしており、その計画が適正に実施されない場合、計画期間終了後、特別指導を行い、それでも改善が認められない場合、企業名を公表することとしている。法定雇用率については、一般の民間企業が1.8%、国および地方公共団体が2.1%、一定の教育委員会が2.0%である。

また、事業主間の身体障害者および知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、身体障害者および知的障害者の雇用を容易にし、もって全体としての障害者の雇用水準を引き上げるため、法定雇用率未達成の事業主から納付金を徴収(不足数1人につき月額5万円)し、一定水準を超えて身体障害者および知的障害者を雇用している事業主に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給するとともに、施設・設備の改善等を行って障害者を雇い入れる事業主等に対して各種の助成金を支給している。

なお、障害者雇用調整金および報奨金について、2003(平成15)年度の支給分より、それぞれ月額単価を引き上げる(障害者雇用調整金:2万5千円から2万7千円、報奨金:1万7千円から2万1千円)とともに、2002(平成14)年度の支給分より支給期日を早期化するなどの施策を講ずることとしている。

さらに、2002年7月より「精神障害者の雇用の促進等に関する研究会」を開催し、精神障害者の特性を踏まえた雇用支援施策のあり方も含め、精神障害者の実態把握等の課題について調査研究し、精神障害者を障害者雇用率制度の対象とするための検討を行っている。

図表9-1-1 法定雇用率の達成状況

### 図表9-1-1 法定雇用率の達成状況

一般の民間企業 (法定雇用率1.8%)

(厚生労働省職業安定局集計)

	雇用状況			未達成
企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率	企業の割合
企業			%	%
60,938	16,749,384	246,284	1.47	57.5

- (注) 1. 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた労働者数(法定雇用障害者数の算定の基礎となる数)である(以下の表も同じ)。2. 障害者数とは、身体障害者と知的障害者の計である。重度障害者(重度身体障害者および重度知的障害者)については2人として数えている。また重度障害者である短時間労働者については1人として数えている(以下のまた同じ)
  - 3. 身体障害者又は知的障害者の雇用義務のある企業 (規模56人以上) について集計したものである。

#### 一定の特殊法人等(法定雇用率2.1%)

(厚生労働省職業安定局集計)

St. 1 86	雇用状況			未 達 成
法人数	常用労働者数	障害者数	実雇用率	法人の割合
法人			%	%
134	89,912	1,763	1.96	40.3

(注) 1. 身体障害者又は知的障害者の雇用義務のある法人(規模48人以上)について集計したものである。

官公庁

(厚生労働省職業安定局集計)

Medical	雇用状況			
法定雇用率	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
			%	
2.1%	1,707,441	40,171	2.35	
2.0%	573,430	7,048	1.23	

(注) 1. 法定雇用率2.0%が適用される機関とは都道府県の教育委員会および一定の市町村の教育委員会である。 2. 法定雇用率2.1%が適用される機関とは上記1以外の機関である。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第1節 障害者雇用対策の推進

- 1 雇用率制度の推進等による雇用機会の拡大
  - (2) 障害者のトライアル雇用(試行雇用)

3か月間のトライアル雇用(試行雇用)を通じ、事業主に障害者雇用のきっかけを提供し、障害者雇用への理解を深めてもらうとともに、障害者に対し職場における実践的な能力を取得させる機会を提供することにより、障害者の常用雇用への移行を促進する事業(トライアル事業)を2001(平成13)年度から実施している。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第1節 障害者雇用対策の推進 2 職業リハビリテーションの充実

公共職業安定所では、求職申込みを行うすべての障害者を登録し、求職申込みから就職後の指導・助言まで個別対応により一貫した職業紹介、職業指導等を行うこととしている。

また、各都道府県労働局においては、障害者雇用の一層の促進を図るため、障害者重点公共職業安定所 を指定して、都道府県内各公共職業安定所の障害者求職者情報を広く収集、整備し、求人者等の希望に 応じてこれらの情報を提供している。

障害者のリハビリテーションについては、公共職業安定所において職業指導、職業紹介等が行われているが、職業能力評価やカウンセリング等についても専門的な知識等に基づいて十分に行うこととされているところである。このため障害者に対して職業評価、職業指導等の専門的な職業リハビリテーションを提供する施設として、公共職業安定所と密接な連携を保って専門のカウンセラーによる職業評価、職業指導、職業準備訓練、職業講習および事業主に対する職場管理、作業施設に関する相談、助言等の業務を総合的に行う地域障害者職業センター(47所、支所5所)、医療施設や更生施設等との連携の下、職業評価、職業指導等の措置等を系統的に講ずる広域障害者職業センター(3所)、職業リハビリテーション体制強化のための、職業リハビリテーション技術の研究・開発、情報の提供および専門職員の養成・研修を行うとともに高度で先駆的な職業リハビリテーションを提供する障害者職業総合センターを設けている。

また、2002(平成14)年4月に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」において、身近な地域で雇用・福祉・教育等の関係機関の連携により障害者に対する日常生活上の相談と就業面での相談等を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」事業を創設した。さらに、障害者の職場において、障害者および事業主に対しきめ細かな支援を行う「職場適応援助者(ジョブコーチ)」事業を創設した。

なお、精神障害者については、雇用義務の対象となっていないものの、今回の法改正により定義規定を設けた。また、精神障害者については、職場適応訓練および一般の職業能力開発校における訓練を受ける対象としているほか、納付金制度に基づく助成金、障害者雇用継続助成金、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となっているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第1節 障害者雇用対策の推進 3 障害者基本計画等の策定

2002 (平成14) 年12月24日、新しい「障害者基本計画」 (計画期間:2003 (平成15) 年度からの10年間) が閣議決定され、同日、「障害者施策推進本部」において、その前期5年間に重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を定める「重点施策実施5か年計画」が決定された。

前者においては、雇用・就業が障害者の自立と社会参加における大きな柱の一つとされ、後者においては、障害者雇用における具体的な数値目標が設定されている。

また、これらを基に厚生労働省としての今後5年間の障害者雇用対策の基本的方針である障害者雇用対策 基本方針を2003年3月に策定した。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第1節 障害者雇用対策の推進

4 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の設立

2000 (平成12) 年12月に閣議決定された「行政改革大綱」および2001 (平成13) 年6月に成立した「特殊法人等改革基本法」等に基づき、日本障害者雇用促進協会は、独立行政法人とすることとされた。

また、2002(平成14)年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、(財)高年齢者雇用開発協会は、日本障害者雇用促進協会の業務を承継する独立行政法人への事務移管の是非を検討することとされた。これを受け検討した結果、高年齢者および障害者は、その雇用促進のため、事業主の取組みを促す強力な政策支援が不可欠であるという共通性、類似性を有することにかんがみ、高年齢者雇用関係助成金支給業務および高年齢者雇用に関する相談援助業務を一体として、日本障害者雇用促進協会の業務を承継する独立行政法人に移管することとした。

このような経緯により、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、2003(平成15)年10月に設立されることとされた。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第1節 障害者雇用対策の推進 5 その他

2001 (平成13) 年度に公共職業安定所へ届出のあった解雇者数が前年を約60%上回る4,017人となり、2002 (平成14) 年6月1日現在の障害者実雇用率が前年を下回る1.47%となるなど、障害者の雇用情勢は非常に厳しいものとなった。こうした状況に対処するため、2002年度補正予算により緊急障害者就職支援プロジェクトを実施するなど、今後とも障害者雇用対策を推進していくこととしている。

- 1 障害者基本計画および重点施策実施5か年計画の推進
  - (1) 障害者基本計画および重点施策実施5か年計画の策定

2002 (平成14) 年12月24日、新しい「障害者基本計画」 (計画期間:2003 (平成15) 年度からの10年間) が閣議決定され、同日、「障害者施策推進本部」において、その前期5年間に重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を定める「重点施策実施5か年計画」が決定された。

新しい「障害者基本計画」は、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、生活支援、保健・医療など8つの分野について施策の基本的方向を定めている。特に、生活支援においては、施策サービスの再構築として、施設等から地域生活への移行の推進の方向が示され、さらに、施設のあり方の見直しとして、入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する旨が初めて定められたところである。

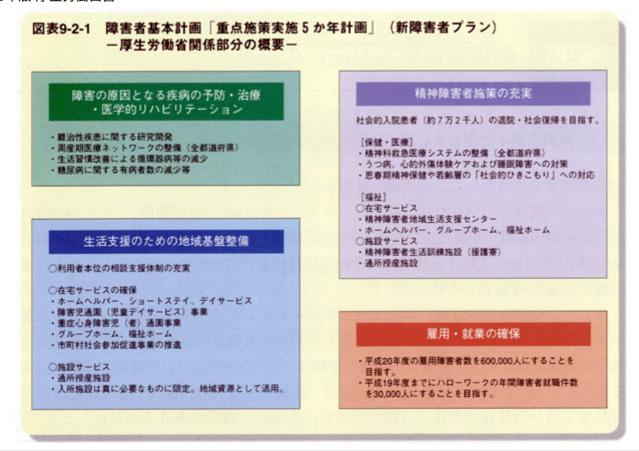
重点施策実施5か年計画は、新しい「障害者基本計画」に掲げた「共生社会」の実現に向けて、2003(平成15)年度から2007(平成19)年度までの5年間に重点的に実施する施策等を掲げており、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備等に取り組むものである。

この重点施策実施5か年計画においては、主な厚生労働省関係部分として、

- 1)障害の原因となる疾病の予防および治療・医学的リハビリテーション
- 2)生活支援のための地域におけるサービス基盤の整備
- 3)精神障害者の退院・社会復帰に向けた施策の充実
- 4)障害者の自立・社会参加のための雇用・就業の確保

が盛り込まれている。

図表9-2-1 障害者基本計画「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)―厚生労働省関係部分の概要



- 1 障害者基本計画および重点施策実施5か年計画の推進
  - (2) 重点施策実施5か年計画に基づく施策の推進

重点施策実施5か年計画の初年度である2003(平成15)年度においては、

1)地域におけるサービス基盤整備を更に推進するため、訪問介護員(ホームヘルパー)(4,728人増)、短期入所事業(ショートステイ)(203人分増)、デイサービスセンター(100か所増)等の在宅サービスの拡充を図る。

2)住まいや活動の場を確保するため、グループホーム(3,253人分増)、福祉ホーム(323人分増)、通所授産施設(1,336人分増)等の整備を行う。

3)精神障害者施策の充実を図るため、福祉サービスの基盤整備を図るとともに、精神科救急医療システムの充実強化、精神障害者退院促進支援事業の実施、心の健康づくり対策等に取り組む。

等について、着実な推進に努めることとしており、このため、2003年度予算において、重点施策実施5か年計画の推進に要する経費として約1,301億円の予算を確保したところである。

# 第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進

- 第2節 障害者保健福祉施策の推進
  - 2 障害者福祉サービスの支援費制度への移行
    - (1) 制度の趣旨

2000(平成12)年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者(児)や知的障害者(児)の福祉サービスについて、利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、新たな利用の仕組み(「支援費制度」)に移行することとされ、2003(平成15)年4月から実施されている。施行状況についてはおおむね順調なスタートとなっている。

図表9-2-2 支援費制度の施行状況等 支給決定の状況 (平成15年4月調査) (単位:人) 居宅 施設 승 計 身障 児童 計 身障 知的 (396,697) (204,935) 支給決定者数 79,193 63,914 42,411 44.473 \*上段( )書きは、障害種別の内訳を把握していない都道府県等の支給決定者数も含めた数である。 有効回答(居宅)44/47都道府県 47/48指定都市・中核市 有効回答(施設)44/47都道府県 48/48指定都市・中核市 事業者指定の状況 (平成15年4月調査) (事業所数) 身体障害者 知的障害者 児童 居宅介護 (257) 991 デイサービス (75) 2.413 短期入所 グループホーム 3.218 )書きは、現在、都道府県等において把握している介護保険の指定を併せて受けている事業所数を再掲。 有効回答47/47都道府県 48/48指定都市·中核市 基準該当居宅支援サービスの状況) (平成15年2月調査) (事業所数) 知的障害者 653 308 212 118 114 539 422

図表9-2-2 支援費制度の施行状況等

なお、2003(平成15)年4月からグループホームやショートステイの利用、施設入所等の知的障害者に関する事務等が市町村において行うこととされたところであり、より地域に密着した施策が推進されることが期待されている。

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第2節 障害者保健福祉施策の推進

- 2 障害者福祉サービスの支援費制度への移行
  - (2) 基本的な仕組み

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところであり、これにより、事業者は、行政からの受託者ではなく、サービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図ることが求められることとなる。 具体的な仕組みは以下のとおりである。

- 1)サービスの利用に際し、支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支給申請を行う。
- 2)市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。
- 3)支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。
- 4)サービスを利用したときは、本人および扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人および扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払う。また、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する(ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる。)。

- 2 障害者福祉サービスの支援費制度への移行
  - (3) 制度施行前の取組み

支援費制度の施行に向けて、2002(平成14)年度において、厚生労働省では、

- 1)事業者指定やサービスの単価等に関する基準の提示、
- 2) 自治体の事務処理の詳細について説明するための全国会議の開催や情報提供、
- 3)市町村等の施行準備に要する経費への補助、
- 4)小冊子の配布等による広報活動等を通じ準備を進め、サービス提供基盤の整備の促進、自治体における施行準備の推進、利用者への周知

等に向けた取組みを行ったところである。

- 3 精神保健福祉施策の推進
  - (1) 精神障害者の地域生活の支援

精神保健福祉施策に関する諸々の業務は、これまで保健所が中心となって実施してきたが、1999(平成11)年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)が改正され、施設や事業の利用に関する相談・助言・斡旋・調整の業務、通院医療費公費負担申請や、精神障害者保健福祉手帳の受付事務といった、より住民に身近なところで提供されることが望ましい行政サービスについて、2002年4月から市町村を窓口として実施されている。

さらに、精神障害者の在宅福祉事業として、従来から行っていた精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)に、精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)および精神障害者短期入所事業(ショートステイ)を追加し、これらを精神障害者居宅生活支援事業として法定化し、2002(平成14)年4月から、市町村において実施されている。

また、精神障害者が地域で安心して生活できるよう、従来から精神科救急医療システムの整備を図ってきたが、夜間・休日の相談体制や自らの意思で受診をしょうとする者への対応等の面で必ずしも十分でなかったことから、救急医療システムを拡充し、24時間体制で電話相談等を行う「24時間医療相談体制事業」を2002年度から開始した。

- 3 精神保健福祉施策の推進
  - (2) 精神保健福祉施策全般の水準の向上

我が国の精神保健福祉施策は、数次にわたる精神保健福祉法の改正、障害者プランの実施等により、改善が図られてきているものの、依然として、受入れ条件が整えば退院可能な者(いわゆる社会的入院者)が約72,000人も存在すること、精神医療の質の向上が必要であることなどの問題が指摘されている。これらについては、2002年12月に報告された社会保障審議会障害者部会報告書や、これを踏まえた新しい「障害者基本計画」および「重点施策実施5か年計画」においても触れられており、厚生労働省としてもこうした諸課題に省をあげて取り組むため、2002年12月に厚生労働大臣を本部長とする「精神保健福祉対策本部」を設置し、2003(平成15)年5月には、中間報告を取りまとめた。今後は、「重点施策実施5か年計画」の着実な実施とともに、精神保健福祉施策全般の水準の向上について、中間報告やその後の検討結果を踏まえ具体的な施策を推進することとしている。

- 3 精神保健福祉施策の推進
  - (3) 心神喪失者等医療観察法案

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療の実施を確保するとともに、そのために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、対象者の社会復帰を促進するため、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案」を2002(平成14)年3月に第154回通常国会に提出した。同法案は、国会における審議において一部修正の上、2003年7月に成立した。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第2節 障害者保健福祉施策の推進 4 身体障害者補助犬法の成立

身体障害者の自立および社会参加の促進に寄与するため、2002(平成14)年5月に身体障害者補助犬法が公布され、2002年10月から順次施行されている。この法律は、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬および聴導犬)の訓練事業者および使用者の義務を定めるとともに、身体障害者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において施設の管理者等は法による認定を受けた身体障害者補助犬を同伴することを原則として拒めないものとしている。厚生労働省は、同法に基づき、身体障害者補助犬の認定を行う法人の初の指定を2003年6月に行っている。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第3節 社会的な支援を要するさまざまな人たちの社会環境の整備

1 社会福祉基礎構造改革の推進

我が国の社会福祉制度においては、少子高齢化に伴う社会環境の変化などに対応するため、介護保険制度の施行や社会福祉基礎構造改革の実施など、サービス利用者と提供者の間の対等な関係の確立と、増大多様化する個人の福祉需要に対する総合的な支援体制の整備を図るため、種々の改革が行われてきた。

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第3節 社会的な支援を要するさまざまな人たちの社会環境の整備

- 1 社会福祉基礎構造改革の推進
  - (1) 福祉サービスの利用者を支援する仕組みの整備

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、成年後見制度に併せて地域福祉権利擁護事業が1999(平成11)年より開始されている。地域福祉権利擁護事業は、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会および基幹的な市区町村社会福祉協議会を中心に実施されている。

本事業の実施状況は、2002(平成14)年度の相談件数が15万9,746件、契約を締結したものが4,704件であり、今後とも、本事業の一層の定着を図ることとしている。また、利用者からの苦情の適切な解決を図るため、都道府県社会福祉協議会に公正・中立な機関として運営適正化委員会を置き、苦情解決のあっせんや都道府県知事への通知等を行うこととしている。 苦情の受付件数は、2002年度においては、1,642件となっている。

さらに、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握しサービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択に資するため、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価事業の推進が課題となっている。

第三者評価事業は、全国で24都道府県市において実施又は実施見込みとなっており、2003 (平成15) 年度においては、第三者評価機関育成支援事業等を活用してその一層の普及・促進に努めているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第3節 社会的な支援を要するさまざまな人たちの社会環境の整備

- 1 社会福祉基礎構造改革の推進
  - (2) 地域福祉計画の策定

地域住民が、地域での福祉サービスの現状や水準を認識し、自ら積極的にかかわって地域福祉のあり方を主体的に決定していくことが、個性ある地域文化を創造していくために重要である。このため、社会福祉法において、「地域福祉の推進」を明確に位置づけるとともに、地方公共団体が地域福祉計画を策定することとし、2003(平成15)年4月から施行したところである。

地域福祉計画は、住民の主体的な参加により、地域における生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供する体制を計画的に整備するものであり、その策定過程を通して、住民が自らの地域に関心を持ち、互いに助け合い、支え合うような人と人との関係づくりを進めるものとして、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となるものである。

厚生労働省においては、2002(平成14)年4月に計画策定のための指針を示したところであり、今後も各地方公共団体の計画策定を支援することとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第3節 社会的な支援を要するさまざまな人たちの社会環境の整備 2 福祉サービスを担うさまざまな主体

福祉サービスの質の向上が求められる中で、これを担う人材の質の確保は重要性を増してきており、社会福祉士や介護福祉士といった質の高い福祉人材の養成等はますます重要となってきている。また、これまで、福祉サービスの主たる担い手であった社会福祉法人については、今後とも福祉サービスを提供する中核的な存在としての役割が期待されていることはもちろんのこと、ボランティアやNPO法人による地域に根付いた活動も引き続き期待されているところである。

このため、社会福祉士および介護福祉士専門職の教育課程の見直し、介護福祉士国家試験の内容の改善、介護福祉士養成施設の教員研修の充実など積極的な取組みを行うとともに、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的とした福祉人材センター、社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図ることを目的とした福利厚生センター、社会福祉事業従事者の研修を実施するための中央福祉学院等を通じて、福祉人材の確保および質の向上を図っている。

社会福祉法人のあり方については、「規制改革推進3か年計画(改定)」(2002(平成14)年3月29日閣議決定)において「社会福祉法人の在り方について、現行の方式だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り方について検討を開始する」とされたこと等を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、資産要件の緩和や自らの収益を充てることのできる事業の範囲の拡大、指導監査手法のより一層の透明化および簡素化等の運用の改善等見直しを行った。

また、ボランティアについては、近年のボランティアに対する国民の関心の高まりから、その活動者数も全国で約740万人(2002年全国社会福祉協議会調査)に達し、活動分野も福祉、環境、災害援助等多方面にわたっている。ボランティアは、地域福祉の担い手として期待されており、ボランティアに関する情報提供や相談などを行う「ボランティアセンター」への支援等を通じて、その振興を図っているところである。さらに、こうした社会福祉法人格を持たないボランティアの活動を支援する上で、共同募金からの配分金が貴重な財政支援となっており、今後ともこうした活動を推進していくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き 第9章 障害者施策と地域福祉の推進 第3節 社会的な支援を要するさまざまな人たちの社会環境の整備 3 低所得者に対する支援の拡充

近年、高齢化の進展や経済情勢の悪化に伴い、ホームレスの急増や生活保護の受給者の増加が看過できない問題となっている。

ホームレス問題への対応については、1999(平成11)年5月に取りまとめられた「ホームレス問題に関する当面の対応策」に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、近年の経済状況の影響もあって、ホームレスは増加傾向にあり、こうした現状から「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が2002(平成14)年8月7日に公布、施行されたところである。

この法律を受けて、2003年(平成15)年の1月から2月に、ホームレスの実態に関する全国調査を行った結果、すべての都道府県でホームレスが確認され、その数は2万5,296人に上ることが報告されるとともに、ホームレスの約半数が就職を希望しているなどのホームレスの生活実態が調査されたところである。今後は、この調査結果を踏まえ、厚生労働大臣および国土交通大臣において、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定するとともに、都道府県又は市町村においては、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため、必要があると認められるときは、実施計画を策定することとしている。

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯等に対して、低利又は無利子での資金の貸付けと民生委員による必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を確保することを目的に、1955(昭和30)年から都道府県社会福祉協議会において実施されているものである。

この貸付資金の種類としては、更生資金、福祉資金、修学資金等があるが、2001(平成13)年度には、 失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職までの間の生活資金を貸し付ける「離職者支 援資金」を創設した。また、近年、高齢化が急速に進展する中で、居住用資産を有するものの高齢期に なって現金収入が少ないという高齢者世帯が増加することが予想され、こうした状況を踏ま え、2002(平成14)年度には、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを 希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う「長期生活支援資金」を 新たに創設したところである。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても なお最低限度の生活を維持できない場合に、その困窮の程度に応じて保護を行うもので、健康で文化的 な最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とする制度である。

1950(昭和25)年の生活保護法の制定以降50数年が経過した今日では、当時と比べて国民の意識、経済社会、人口構成など生活保護制度をとりまく環境は大きく変化している。こうしたなか、近年の景気後退による失業率の上昇、高齢化の進展などの影響を受けて、ここ数年生活保護受給者の対前年度伸び率は毎年過去最高を更新し、また、2001年度の生活保護受給世帯数は過去最高の約80万5,000世帯となっており、国民生活のいわば最後の拠り所である生活保護制度は、引き続き重要な役割が期待される状況にある。

このため、現在の経済社会情勢などを踏まえ、21世紀においても生活保護制度がその役割を適切に果た

平成15年版 厚生党	9働白書
していけるよう、	制度全般について引き続き議論していくことが必要である。

- 1 国主催の戦没者追悼式典
  - (1) 全国戦没者追悼式

全国戦没者追悼式は、我が国が、戦後、平和国家として飛躍的な発展を遂げた陰には先の大戦において多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、これら戦没者の方々の尊い犠牲を永く後世に伝えるとともに、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう恒久平和への誓いを新たにするという趣旨の下、毎年8月15日(戦没者を追悼し平和を祈念する日)に政府主催で天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで実施している。

- 1 国主催の戦没者追悼式典
  - (2) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、先の大戦による戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのできないものを納める国の施設であり、現在約35万柱が納骨されている。千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式は、遺骨収集等により海外(硫黄島を含む。)から新たに持ち帰られたこのような遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められた遺骨に対して拝礼を行うものであり、1965(昭和40)年から毎年春に厚生労働省主催で皇族の御臨席を頂き実施している。

- 2 戦没者慰霊事業の推進
  - (1) 遺骨収集

海外における戦没者の遺骨については、厚生労働省は、国会決議に基づいて1952(昭和27)年度以降遺骨収集を行ってきており、これまでに海外戦没者(約240万人)のうち、引揚者等が持ち帰ったものを含め、約半数(約124万人)の遺骨が本邦に送還された。南方地域については、海没などの自然条件や相手国の事情により収集できない地域等が残されているが、今後も残存遺骨情報が寄せられた場合には収集団を派遣し、遺骨収集を実施することとしている。

また、旧ソ連地域およびモンゴル地域においては、戦後の抑留中に約5万4,400人が死亡したが、2002(平成14)年度までに1万6,347柱の遺骨を収集した。

- 2 戦没者慰霊事業の推進
  - (2) 慰霊巡拝・慰霊碑建立

戦域となった地域等において戦没者を慰霊するため、遺族を主体とした慰霊巡拝を1976(昭和51)年度から計画的に実施している。また、旧ソ連地域およびモンゴル地域についても、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施している。

さらに、戦没者遺児が旧主要戦域における人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し、相互理解を深めることにより、今後の慰霊事業の円滑な推進を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を1991(平成3)年度から実施している。

戦没者慰霊碑については、旧主要戦域ごとに中心となる地域1か所を選び、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、1970(昭和45)年度以降これまでに硫黄島を含め計15か所に建立している。また、旧ソ連地域についても、埋葬地のある共和国、地方、州ごとに小規模慰霊碑を2000(平成12)年度から順次建立することとし、これまで4地域に建立したところである。

- 3 中国残留邦人等への援護施策
  - (1) 中国残留孤児の調査

中国残留孤児については、「訪日調査」を1999(平成11)年度まで計30回行った。しかしながら、高齢化した孤児の訪日に伴う身体的な負担を軽減し、早期の帰国希望に応えるため、2000(平成12)年度からは、中国現地で日中共同の調査を行った後、両国政府が孤児と確認した者の情報を日本で公開し、肉親情報が得られた者については訪日対面調査を行う一方、肉親情報がない者については訪日調査を経ずに帰国できることとしている。こうした一連の調査の結果、2003(平成15)年3月末までに、2,773名の中国残留孤児のうち、1,275名の身元が判明している。

## 第2部 主な厚生労働行政の動き

第9章 障害者施策と地域福祉の推進

第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

- 3 中国残留邦人等への援護施策
  - (2) 中国および樺太残留邦人に対する帰国支援および定着・自立の

## 促進

#### 1)帰国支援

中国および樺太残留邦人に対する永住帰国援護として、帰国旅費や自立支度金を支給するほか、残留邦人が既に高齢であることにかんがみ、その扶養のために同行する成年の子1世帯も援護の対象としている。また、一時帰国援護として墓参のための日本への往復の旅費や滞在費を支給するほか、希望者は毎年一時帰国ができるようにしている。

### 2)定着・自立の促進

中国および樺太からの帰国者世帯が円滑に定着自立できるよう、帰国直後の4か月間の「中国帰国者定着促進センター」への入所や、その後8か月間の「中国帰国者自立研修センター」への通所を通じて、日本語指導、生活・就労指導等を行っている。また、自立研修センターでは希望者への日本語の再研修や帰国者と地域住民相互の理解を深めるための地域交流事業等も行っている。

このほか、語学教材の支給や、各帰国者世帯に対する相談・助言を行う身元引受人のあっせん、自立指 導員の派遣、国民年金の特例措置などの施策や、関係各省により公営住宅の優先入居、子女の教育の機 会の確保などの施策が講じられている。

さらに、最近では、中国帰国者の高齢化が一層進み、言葉や生活習慣の相違等により地域社会から孤立しがちな帰国者が増えていることから、中国帰国者問題についての国民の関心と理解を促しつつ、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら中国帰国者の自立に向けた継続的な支援を行うため、2001(平成13)年度に「中国帰国者支援・交流センター」を東京と大阪に開設したところである。

支援・交流センターでは、日本語での生活に必要な情報を中国帰国者に提供するほか、帰国者とその家族が受講できる日本語学習課程を設けており、遠隔地向けに通信制による指導も行っている。

### コラム

#### 昭和館

昭和館は、戦没者遺族を始めとする国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えることを目的とし て、1999(平成11)年3月に開館した国立の施設である。

昭和館では、常設陳列室において実物資料の陳列等を行うとともに、特別企画展を年数回開催している。また、図書・映像資料等の閲覧提供事業や、内外の類似施設の概要などの関連情報の提供事業についても併せて実施している。中でも、特別企画展においては、毎回それぞれの主題に沿った展示がなされており、風化しつつある戦没者遺族等の経験した国民生活上の労苦を多様な角度からしのぶことができる。

この昭和館が、今世紀を担う多くの国民に利用され、親しまれることを期待している。

### 【昭和館】

平成15年版 厚生労働白書

所在地:東京都千代田区九段南1-6-1

電話番号:03-3222-2577

ホームページ:http://www.showakan.go.jp